

5 要援護者の情報把握

要援護者の方の情報の収集方法

要援護者の方が地域のどこにいて、どのような支援を求めているかなどの情報の収集を行います。

情報の収集・共有は、①市が保有している情報を地域が共有する、
②地域が独自で情報を収集・共有する方法があります。

これで安心

収集した要援護者の方の名簿の取り扱い

収集した要援護者の方についての情報は、「だれが」「どこで」「どう管理するか」を決めておかななくてはなりません。その上で、情報を管理する方は名簿を施錠できる場所等に保管するなど適正な方法で安全に管理します。



市から情報提供する場合は……

市から要援護者の方の情報を提供する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結していただきます。



要援護者の方たちが参加する地域での防災訓練の実施

地域で防災訓練を実施するときには、要援護者の方にも参加してもらいましょう。防災訓練を通して、新たな課題などが発見でき、いざという時の大きな備えとなります。また、訓練を重ねるごとに地域での取り組みのさらなるPRにもつながります。



ご自身での取り組み・備え(自助)

要援護者の方は、いざという時のために、普段から「自分でできること」と「自分でできないこと」を明らかにして、まわりの人たちに支援を求めていくことが重要です。

地域の行事や防災訓練への参加、家具などの転倒・落下防止措置、備蓄品や非常持ち出し品の準備など、事前の備えをしっかりといきましょう。



もしもに備えた、心構えも大切です

要援護者の方は、災害によるショックや不安を一層強く抱えることがあります。まわりの人たちは思いやりをもって行動しましょう。



(お問い合わせ)

【災害時要援護者支援に関することは】

●危機管理室 TEL:322-5171 FAX:322-6031 ●福祉局くらし支援課 TEL:322-0308 FAX:322-6039

【地域での取組みに関することは】

●各区役所 東灘区 ☎841-4131 (代表) 長田区 ☎579-2311 (代表)
灘区 ☎843-7001 (代表) 須磨区 ☎731-4341 (代表)
中央区 ☎335-7511 (代表) 垂水区 ☎708-5151 (代表)
兵庫区 ☎511-2111 (代表) 西区 ☎940-9501 (代表)
北区 ☎593-1111 (代表)

【地域での防災訓練に関することは】

●各消防署 東灘消防署 ☎843-0119 長田消防署 ☎578-0119
灘消防署 ☎882-0119 須磨消防署 ☎735-0119
中央消防署 ☎241-0119 垂水消防署 ☎786-0119
兵庫消防署 ☎512-0119 西消防署 ☎961-0119
北消防署 ☎591-0119 水上消防署 ☎302-0119

視覚に障がいのある方などに、内容を聞くことができる「音声コード」をご用意しています。詳しくは、福祉局くらし支援課 TEL:078-322-0308 まで

災害時に備えた たすけあいのまちづくり

～地域での安心の「きずな」づくりに取り組んでみませんか?～



支援が必要な「要援護者」の方がおられます

災害時要援護者支援とは

大きな災害が発生したときに、行政による避難誘導や安否確認などに限界があることは、過去の教訓からも明らかです。

神戸市では、災害時に手助けが必要な方(要援護者)を支援していくための条例「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定し、地域での助け合いの取り組みを推進しています。

隣近所や地域ぐるみで、要援護者の方を支援する取り組みを始めてみませんか?

